

足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足利市歌「われらのまちに」(平成23年4月1日制定。以下「足利市歌」という。)録音CDの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「録音CD」とは、足利市歌の演奏及び合唱を録音したCDをいう。

(対象者)

第3条 録音CDの貸出しを受けることができる者は、市内に在住、在勤若しくは在学をする個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体とする。

(貸出枚数)

第4条 録音CDの貸出枚数は、1人につき1枚とする。

(貸出期間)

第5条 録音CDの貸出期間は、貸出日から1週間以内とする。

(申請)

第6条 録音CDの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。ただし、公用として貸出しを受ける場合は、口頭による申請に代えることができる。

(承認)

第7条 市長は、前条の申請書又は口頭による申請を受理した場合において、内容を審査し承認することに決定したときは、貸出しを承認する旨を口頭により当該申請者に伝えるものとする。ただし、必要があると認めるときは、足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出承認書(別記様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の申請書を受理した場合において、内容を審査し貸出しを承認しないことに決定したときは、当該申請者に文書により通知するものとする。

(延長承認)

第8条 前条第1項の規定による承認(以下「貸出承認」という。)を受けた者が第5条に規定する貸出期間満了後、引き続き貸出しを希望するときは、市長にその旨を申し出て貸出期間の延長の承認を得るものとする。ただし、当該貸出期間の延長の承認期間は、1週間以内とし、当該貸出期間の延長の承認は、2回を超えて受けることができない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、内容を審査し貸出期

間の延長を承認しないことに決定したときは、当該申請者に口頭により通知するものとする。

(貸出簿)

第9条 市長は、貸出承認をしたときは、足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出簿(別記様式第3号)に必要事項を記入し、第6条の申請書と併せて保管する。

2 前条第1項の規定による貸出期間の延長の承認(以下「延長承認」という。)をしたときは、貸出簿の備考欄に当該延長承認に係る期間を記入するものとする。

(貸出料)

第10条 録音CDの貸出しは、無料とする。

(貸出しの制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出承認若しくは延長承認(以下「貸出承認等」という。)の内容を変更し、又は貸出承認等を取り消すことができる。

- (1) 貸出承認等を受けた者(以下「利用者」という。)がその利用の目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの要綱又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (4) 利用者が録音CDを故意にき損したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、録音CDの管理上特に必要と認めるとき。

(行為の禁止)

第12条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 録音CDを複製し、かつ、販売すること。
- (2) 録音CDを他人に転貸すること。

(返還)

第13条 利用者は、録音CDを貸出承認等の期間の満了日までに返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が貸出承認等を取り消されたときは、貸出承認等が取り消された日以後、遅滞なく、録音CDを返還するものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、録音CDを破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償するものとする。

(細目)

第15条 この要綱に定めるもののほか、録音CDの貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月11日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現に市長の承認を得て録音CDの貸出しを受けている者は、第7条第1項の規定による承認を得たものとみなす。

別記様式第1号（第6条関係）

（別添のとおり）

別記様式第2号（第7条関係）

（別添のとおり）

別記様式第3号（第9条関係）

（別添のとおり）

別記様式第1号（第6条関係）

足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出申請書

年 月 日

足利市長 あて

住所

氏名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

足利市歌「われらのまちに」録音CDの貸出しを受けたいので、足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

利用目的	
利用場所	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第2号（第7条関係）

足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出承認書

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長 印

年 月 日付けで申請のありました足利市歌「われらのまちに」録音CDの貸出しについて、足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出要綱第7条の規定により、下記のとおり承認します。

記

利用目的	
利用場所	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
<p>(利用に当たっての留意事項)</p> <p>1 利用者が次のいずれかに該当するときは、承認の内容を変更し、又は承認を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 承認を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) 足利市歌「われらのまちに」録音CD貸出要綱又は市長の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。</p> <p>(4) 録音CDを故意にき損したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、録音CDの管理上特に必要と認めるとき。</p> <p>2 録音CDを無断で複製して販売したり、他人へ転貸しないでください。</p> <p>3 上記利用期間が満了する日までに、録音CDを返還してください。</p>	

